



環 産 発 第 1511181 号  
 環 水 大 大 発 第 1511171 号  
 平 成 27 年 11 月 17 日

各 { 都道府県 } 廃棄物行政主管部(局)長 殿  
 { 政令市 } 大気環境主管部(局)長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長



環境省水・大気環境局大気環境課長



石綿を含有する成形板等の取扱いについて

日頃から、環境行政に多大な御協力・御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

環境省では、全国において、毎年大気環境中の石綿濃度調査を実施しておりますが、今年度の調査において、特定建築材料以外の石綿を含有する成形板（以下「石綿含有成形板」という。）を取り扱う解現場内において石綿の飛散事例が確認されました。なお、解現場の敷地境界からは石綿が検出されなかったため、周辺環境への影響は無かったと考えられます。

本事案では、十分な湿潤化を行わずに石綿含有成形板の切断・破碎を行ったために、作業現場近傍で石綿が飛散したと考えられます。

石綿含有成形板等は、通常の使用状態においては、石綿粉じんが飛散することは少ないものの、切断や破碎作業により石綿粉じんが飛散することが懸念されます。そのため、できる限り切断や破碎をしないよう努めるとともに、やむを得ず切断や破碎を行う場合においても、湿潤化等の石綿飛散防止のための措置が必要です。

また、石綿含有成形板等を廃棄物として処理する際には、「石綿含有廃棄物等の適正処理について（通知）」（平成 23 年 3 月 31 日付け環産対発第 110331001 号、環産発第 110331004 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長、産業廃棄物課長、適正処理・不法投棄対策室長連名通知）の別添「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第 2 版）」に沿った適正な処理が必要です。

貴職におかれましては、関係部局及び都道府県労働局・労働基準監督署と連携し、管下自治体並びに建築物解体業及び産業廃棄物処理業等の関係団体に対し、石綿含有成形板等の除去又は廃棄物処理を行う際は、下記マニュアルを参考に飛散防止の徹底及び適正な処理の確保を図るよう、周知していただきますようお願い申し上げます。

また、別添のとおり、厚生労働省から都道府県労働局の労働基準部宛てに関連の通知がされているので申し添えます。

記

- 石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第 2 版)  
 (環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 平成 23 年 3 月)  
 <URL> <http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/index.html>

- 建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル  
(環境省水・大気環境局大気環境課 平成26年6月)  
〈URL〉 [http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter\\_ctrl/manual\\_td\\_1403/index.html](http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td_1403/index.html)
  
- 「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づく石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル [2.02版] (厚生労働省、平成27年3月)  
〈URL〉 <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-11300000-Roudouki-jun-kyokuanzeneiseibu/0000093998.pdf>

担当

**【廃棄物処理に関すること】**

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル部産業廃棄物課 池田

TEL 03-5501-3156

**【解体作業に関すること】**

環境省水・大気環境局大気環境課 大野、江田、福島

TEL 03-5521-8293